

日本薬史学会会則

第 1 章 総 則

- 第 1 条 本会は日本薬史学会 The Japanese Society for History of Pharmacy という。
第 2 条 本会の事務所は東京都文京区弥生 2-4-16 (財) 学会誌刊行センター内にお
く。

第 2 章 目的及び事業

- 第 3 条 本会は薬学、薬業に関する歴史の調査研究を行い、薬学の進歩発達に寄与する
ことを目的とする。
第 4 条 本会の目的を達成するために次の事業を行う。
1. 総会。
2. 年会（研究発表会および年会ごとに企画される事業の実施）。
3. 柴田フォーラム。
4. 講演会，研究会。
5. 機関誌・紙「薬史学雑誌」「薬史レター」の発行。
「薬史学雑誌」は年 2 回刊とする。
6. 褒賞事業。別に定める規定により行う。
7. 「薬史学文庫」の管理，運営。史料の収集，資料目録の作成。
8. 薬史学教育の普及。
9. 内外の関連学会との交流。
10. その他必要と認める事業。

第 3 章 会 員

- 第 5 条 本会の事業目的に賛成し、その目的の達成に協力しようとする者をもって会員
とする。
退会を希望する者は、その旨の文書を学会事務当局へ提出すると共に、その時点までに納
付すべき会費等を納めるものとする。
第 6 条 本会の会員及び年額会費は次の通りとする。
一般会員 7,000 円
学生会員 2,000 円

外国会員	7,000 円
賛助会員	30,000 円 (一口)
名誉会員	無 料

一旦納入された会費は、原則として返却しない。なお、3 年間で会費未納者は、自然退会者とみなす。

第 7 条 賛助会員は本会の目的事業に賛助し会費年額 30,000 円以上を納める者、または団体とする。

第 8 条 名誉会員は本会の発展に大きく貢献した者で会長が常任理事会に諮り選任し、総会の承認を得るものとする。その資格は終身とする。

第 4 章 役 員

第 9 条 本会に次の役員を置く。会長 1 名、副会長 1 名、理事若干名、監事 2 名以内、評議員若干名。

役員任期は 2 年とし重任を認める。

1. 会長は総会で会員の互選によって選び、本会を代表し会務を総括・運営する。
2. 理事および監事は総会で会員の互選によって選び、会長を補佐する。
3. 理事中若干名を常任理事とし、会務および緊急事項の処理ならびに経理事務を担当する。
4. 評議員は会長が常任理事会に諮り推薦する。
5. 監事は本会の業務及び経理に関する状況を監査し、理事会・評議員会及び総会に監査結果を報告する。
6. 評議員は理事会からの諮問事項、その他本会の運営に関する事項を審議する。

第 10 条 常任理事会の諮問と会務執行のため各種常置委員会を置く。

第 11 条 本会の事業目的を達成するため別に臨時委員を委嘱することができる。

第 5 章 会 議

第 12 条 本会の会議は総会、臨時総会、常任理事会、理事会および評議員会とする。

1. 総会は毎年 1 回開催し、会長がこれを召集する。
次の事項は総会に付議して承認を受けなければならない。
1) 事業報告および収支決算

- 2) 事業計画案および収支予算案
 - 3) その他，常任理事会・理事会・評議員会において必要と認めた事項
2. 会長は必要に応じて臨時総会を招集することができる。
 3. 理事会は会長，副会長，理事および監事により構成され，会長が召集して議長となる。
 4. 総会および理事会の議事は議長を除く出席した構成員の過半数でこれを決し，可否同数の場合は議長がこれを決する。
 5. 総会の議事録は議長および出席者の議事録署名人 2 名以上が署名捺印の上，これを保存する。
- 総会での議事および決議した事項は機関誌に会務報告として掲載して会員に公知する。

第 6 章 支部及び部会

第 13 条 本会は総会の議決により支部または部会を設けることができる。

第 7 章 付 則

第 14 条 本会の会則を改正するには理事会・評議員会および総会で出席者の過半数以上の決議によるものとする。

第 15 条 本会の年度は，毎年 4 月 1 日に始まり，翌年 3 月 31 日に終わる。

(2010 年 4 月 17 日改訂)